

## 企画提案書の評価基準

企画提案書は、次に掲げる事項により評価・特定する。

### 1. 企画提案書を特定する評価基準

- (1) 業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分に理解していること（8点）。
- (2) 提案内容の優良性：提案内容が、地域の実情を踏まえた適切な内容であり、提案実施に向けた具体的な手続を示していること（8点）。
- (3) 業務内容の充足：当局の要請する業務内容を満たしていること（3点）。  
上記に加え、工夫した提案内容が随所に見られ、また、当該提案が業務実施に当たって有益なものとなっていること（2点）。
- (4) 企画提案書の構成・体裁：企画提案書の構成・体裁が優れており、かつ、文章が読みやすく、簡潔にまとめられていること（4点）。
- (5) 専門的知識の有無：業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること（4点）。
- (6) 業務遂行の安定性：実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること（8点）。
- (7) 事業見積の適正性：業務内容に見合った適切な経費であること（3点）。
- (8) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業\*であること（2点）。

※評価対象となる企業は、次のいずれかに該当する企業とする

- ① ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）その他関係法令に基づく認定（認定の基準が複数あるものにあつては、労働時間等の働き方その他のワーク・ライフ・バランスに関する基準を満たすものに限る。以下同じ。）を受けた企業
- ② 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）

評価項目	認定等の区分 ※1		評価の相対的な重要度等に応じて配点(点)	
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし・プラチナえるぼし認定企業)	プラチナえるぼし※2	最大2点 ※1	2.0
		えるぼし3段階目 ※3		1.6
		えるぼし2段階目 ※3		1.2
		えるぼし1段階目 ※3		0.8
		行動計画 ※4		0.4
	次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業)	プラチナくるみん		1.6
		くるみん(新基準) ※5		1.2
		くるみん(旧基準) ※6		0.8
若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)			1.6	

- ※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。  
(例:「えるぼし認定2段階目」の認定を受け、かつ「くるみん(旧基準)」の認定を受けている企業の場合は配点が高い1.2点を加算する。)
- ※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法第24号)による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定。
- ※3 女性活躍推進法第9条に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※4 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。
- ※5 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準に基づく認定。
- ※6 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく認定。
- ※7 原則として上記認定等の全てを加点対象とする(※1のとおり複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点)。
- ※8 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」に基づく内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する認定等に準じて加点する。

## 2. 特定方法

- (1) 企画競争委員会の各評価者が、企画提案書ごとに上記1. の評価基準各項目の配点の範囲で評価し点数を付す。

- (2) 各評価者による評価の合計点の平均が24点以上であり、かつ、総得点が最も高い企画提案書を採用する。
- (3) 総得点の最も高い企画提案書が複数ある場合には、そのうちから委員長が採用を決定する。
- (4) 企画提案書の合計点数が(2)の基準に満たない場合は採用せず、再度企画競争を行う。

### 3. 契約相手方の特定

採用された企画提案書を応募した者が、契約の相手方として特定される。